

介護給付費及び総合事業費過誤申立要領（令和5年（2023年）4月版）

1. 過誤申立について

- ・ 国保連合会により審査決定した請求内容を訂正する場合には行います。
- ・ 過誤申立依頼書は、過誤申立を行うサービス種類によって異なります。
介護給付費の過誤申立については、「介護給付費過誤申立依頼書」をご提出ください。総合事業費の過誤申立については、「総合事業費過誤申立依頼書」をご提出ください。
- ・ 過誤の調整方法は、通常過誤と同月過誤の2種類があります。各依頼書に対し、それぞれの様式がありますので、希望する方法の様式にてご提出ください。
- ・ 過誤申立書には、被保険者番号の小さい順に記載してください。
- ・ 過誤申立書の提出は電子申込システムにより提出してください。（窓口、郵送でも受付可能です。）電子申込システム、窓口、郵送に関わらず豊中市が指定する過誤申立依頼書の様式を必ずご利用ください。また、窓口、郵送での提出の場合は、紙ベースでの提出とともに、エクセルデータをあわせてご提出ください。エクセルデータを提出する際にはパスワードを設定し、CDに保存してご提出ください。（パスワードはエクセルを保存する際に、「名前を付けて保存」→「ツール」→「全般オプション」から設定できます。）窓口での提出の場合、パスワードを受付の者にお伝えください。郵送での提出の場合、CD及び過誤申立依頼書とは別の封筒にてパスワードを郵送してください。

2. 過誤申立の手続きについて

- (1) 事業所は、国保連合会から伝送（郵送）される「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」（審査結果・返戻及び保留事項について連絡する帳票）において、請求内容が返戻になっていないかを確認してください。

返戻または保留の場合、過誤申立は出来ません。正しい内容で国保連合会へ再請求してください。

- (2) 当市の様式で「過誤申立依頼書」を作成してください。

（他市の様式は使用できません。）

令和4年4月より押印不要となりました。

◆様式ダウンロード方法

当市ホームページ⇒「健康・福祉・医療」⇒「介護保険・高齢者福祉」
⇒「介護保険」⇒「介護保険（事業者向け）」
⇒「書式ダウンロードサービス」⇒「過誤申立関連の書式」

- ・ 被保険者番号と氏名が一致することを必ず確認してください。
- (3) 下記事項を確認のうえ「過誤申立依頼書」を（窓口、郵送で提出の場合はデータを保存したCDもあわせて）ご提出ください。

- ・ 提出期限

【電子申込システム】

通常過誤 毎月10日23時59分まで（期限を過ぎた場合は翌月の受付になります。）

同月過誤 毎月25日23時59分まで（期限を過ぎた場合は翌月の受付になります。）

【郵送・窓口】

通常過誤 毎月10日当課**必着**（10日が土日祝日の場合は前開庁日）

同月過誤 毎月25日当課**必着**（25日が土日祝日の場合は前開庁日）

- ・ 提出方法：電子申込システム、窓口、郵送（FAXでの受付はできません。）

◆電子申込システム URL

https://s-kantan.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4349

当市ホームページ⇒「健康・福祉・医療」⇒「介護保険・高齢者福祉」

⇒「介護保険」⇒「介護保険（事業者向け）」

⇒「書式ダウンロードサービス」⇒「過誤申立関連の書式」にも電子申込システムのリンクがあります。

- ・ 提出先：**長寿社会政策課**（豊中市中桜塚3丁目1番1号第二庁舎3階）
※保険者が豊中市以外の方は、各保険者にお問い合わせください。
※みなし2号（40～64歳の生活保護受給者：Hから始まる被保険者番号）の方の分については、次のページをご覧ください。

*みなし2号（40～64歳の生活保護受給者：Hから始まる被保険者番号）の方の過誤申立依頼書は様式が異なります。詳しくは下記にてご確認ください。

当市ホームページ⇒「健康・福祉・医療」⇒「生活保護」⇒「介護保険被保険者以外の者（みなし2号）の過誤申立について」

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎東分室

豊中市福祉部福祉事務所医療介護係 TEL：06-6842-3577

(4) 通常過誤の場合

過誤申立を提出した翌月初旬に国保連合会から「過誤決定通知書」を送付または郵送で届きます。「過誤決定通知書」で通常過誤処理が終了していることをご確認のうえ、正しい内容で国保連合会に再請求してください。

(5) 同月過誤の場合

過誤申立を提出した翌月に正しい内容で国保連合会に再請求してください。

※同月過誤の場合は「過誤決定通知書」の受け取りが過誤申立を提出した翌々月になりますので、決定通知書を未確認のまま再請求することになります。お忘れにならないようご注意ください。

3. 留意事項

- ・ 休止や廃止をした事業所等は過誤申立を行うことができません。
そのような事例がありましたら、事前に長寿社会政策課へご相談ください。
- ・ ご提出いただきました「過誤申立依頼書」に不備がある場合は、その書類の訂正を事業所等に依頼しますので、正しい内容で再度ご提出ください。
- ・ 電子申込システムで提出した場合は、申し込んだ際のメールアドレス宛に受付完了の旨通知いたします。
- ・ ご提出いただきました「過誤申立依頼書」等は、返却いたしません。控えが必要な場合は、事業所等であらかじめお取りください。